



栃木県公報

平成 27 年
9 月 4 日(金)
第2713号

目 次

告 示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... 787
- 生活保護法による指定施術機関の指定..... 787
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 788
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定..... 788
- 地籍調査の成果の認証..... 789
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 789

公 告

- 開発行為の工事完了..... 789

企 業 局

- 栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認..... 790

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 791

告 示

栃木県告示第430号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消したので告示する。

平成27年 9月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

氏 名 又 は 名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社高島油店	芳賀郡益子町益子1397番地 1	平成27年 7月31日

(税務課)

栃木県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年 9月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地

平成27年 3月20日	中田 和徳	-	徳整骨院	塩谷郡高根沢町宝積寺 2254-5 幸コーポ102号室
平成27年 3月29日	磯 忠祐	-	磯整骨院	真岡市東光寺1-26
平成27年 4月1日	大野 顕人	那須郡那珂川町北向田192	-	-
平成27年 4月22日	塚本 真人	-	つかもと接骨院	下野市石橋839-16
平成27年 4月26日	菊池 雄一	下都賀郡野木町友沼6313-9	-	-
平成27年 5月26日	若林 博史	足利市田中町15-2 ズイ コーハイツPart2 902	-	-
平成27年 6月1日	長野 剛憲	矢板市扇町1-17-2	-	-
平成27年 7月9日	天童 宏徳	-	てんどう整骨院	佐野市石塚町802-2

(保健福祉課)

栃木県告示第432号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成27年9月4日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0910400340	どんぐり	佐野市大町 2751-1	社会福祉法人 とちのみ会	佐野市小中町 1280	平成27年 7月1日	生活介護 就労継続支援 B型
0911300523	ミライズ那須 塩原	那須塩原市睦 105	株式会社ミラ イズ	那須塩原市睦 105	平成27年 7月1日	就労継続支援 A型
0911600138	アクション下 野	下野市石橋205- 3	アースライン 合同会社	宇都宮市中戸祭 町813	平成27年 7月1日	就労移行支援 就労継続支援 A型
0912700267	第2けやき作 業所	芳賀町祖母井 1704-8	社会福祉法人 こぶしの会	宇都宮市柳田町 1401	平成27年 7月1日	就労移行支援 就労継続支援 B型

栃木県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第1項の規定により次のとおり公示する。

平成27年9月4日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
0930200167	医療法人孝栄会 ハートランド	足利市福居町587-1	医療法人孝栄会	足利市福居町1210	平成27年 6月1日

(障害福祉課)

栃木県告示第434号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年9月4日

栃木県知事 福田 富一

調査を行った者の名称	調査区域	成果の名称	認証年月日
那須塩原市	那須塩原市山中新田、上大塚新田、佐野及び東小屋の各一部	那須塩原市山中新田、上大塚新田、佐野及び東小屋の各一部（山中新田地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年8月26日
さくら市	さくら市蒲須坂、箱森新田及び長久保の各一部	さくら市蒲須坂、箱森新田及び長久保の各一部（蒲須坂Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年8月26日
高根沢町	高根沢町大字寺渡戸、大字石末及び大字西高谷の各一部	高根沢町大字寺渡戸、大字石末及び大字西高谷の各一部（寺渡戸地区）の地籍図及び地籍簿	平成27年8月26日

(農村振興課)

栃木県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成27年9月4日

栃木県知事 福田 富一

事業名	地域名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営深津地区土地改良 (区画整理)事業	深津地区	平成27年9月7日から 同年10月7日まで	平成27年10月22日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年9月4日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡壬生町大字安塚字下原762番1、764番4、764番5、764番6	宇都宮市弥生一丁目8番16号	有限会社ふくとみ ストアー
さくら市氏家字大明地3290番1、3290番4、3290番7、3292番1、字上小里2984番2の一部、3000番1	宇都宮市大通り四丁目3番18号	グランディハウス 株式会社

(都市計画課)

企 業 局

○栃木県民ゴルフ場の利用料金の承認

栃木県民ゴルフ場管理条例（平成4年栃木県条例第7号）第9条第2項後段の規定により平成27年9月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程（平成4年栃木県公営企業管理規程第6号）第6条の規定により公告する。

平成27年9月4日

栃木県知事 福 田 富 一

区	分	利用料金（1人1回につき）				
		9ホールを 超え18ホール 以内の利用	9ホール以内 の 利 用	18ホールを越える利用		
月曜日及び 水曜日から 金曜日まで (休日を除く。)	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円	420円	
		学 生 等	4,160円	2,910円 (2,400円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額	
		そ の 他 の 者	5,200円 (5,000円)			
	乗 用 カート 使 用	1人で 使用す る場合	学 生 等	5,060円	3,360円 (2,800円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,300円を加算した額
			そ の 他 の 者	6,100円 (5,900円)		
		2人以上で 使用す る場 合	18歳未満の者	720円	720円	720円
			学 生 等	4,460円	3,060円 (2,500円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額
			そ の 他 の 者	5,500円 (5,300円)		
		土曜日、日 曜日及び休 日	手引カート使用	18歳未満の者	420円	420円
学 生 等	5,260円			4,710円 (3,900円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,850円を加算した額	
そ の 他 の 者	9,500円					

	乗用カート使用	1人で使用する場合	学 生 等	6,160円	5,160円 (4,300円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,300円を加算した額
			その他の者	10,400円		
		2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円	
	学 生 等		5,560円	4,860円 (4,000円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに2,000円を加算した額	
	その他の者		9,800円			
	臨時営業日	手引カート使用	18歳未満の者	420円		
学 生 等			3,900円	2,910円 (2,400円)		9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに850円を加算した額
その他の者			3,900円			
乗用カート使用		1人で使用する場合	学 生 等	4,800円		
			その他の者	4,800円		
		2人以上で使用する場合	18歳未満の者	720円	720円	
学 生 等	4,200円		3,060円 (2,500円)	9ホールを超え18ホール以内の利用の欄に掲げる額に、18ホールを超える利用9ホールまでごとに1,000円を加算した額		
その他の者	4,200円					

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 臨時営業日とは、栃木県民ゴルフ場管理条例施行規程第2条ただし書の規定により休業日を変更し、臨時に営業する日をいう。
- 3 学生等とは、学生及び生徒（18歳未満の者を除く。）並びに学校教育活動として県民ゴルフ場を利用する場合における教員等の指導者をいう。
- 4 9ホールを超え18ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、女性又は60歳以上の者が月曜日又は水曜日から金曜日までの日に県民ゴルフ場を利用する場合の利用料金の額とする。
- 5 9ホール以内の利用の欄の括弧内に掲げる額は、午前9時までに県民ゴルフ場の利用を終了する場合の利用料金の額とする。

(経営企画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年9月4日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 消防防災ヘリコプター 1式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成29年3月24日
- (4) 納入場所 栃木県県民生活部消防防災課航空担当
栃木県芳賀郡芳賀町芳賀台128-1 (栃木ヘリポート内)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類D「機械器具、車両類」小分類「5船舶、航空機」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年10月23日から同年11月6日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 購入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されている者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県県民生活部消防防災課 電話028-623-2132
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成27年9月4日から同年10月13日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年10月23日午前11時までに、(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
 - イ 開札の日時及び場所
平成27年11月6日 午前10時
栃木県県民生活部会議室(栃木県庁本館8階)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 - ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成27年9月4日から同年10月14日までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
 - イ 確認結果の通知 平成27年10月20日までに郵送する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札書に入札説明書に基づき作成した関係書類一覧を添付して、入札書の受領期限までに3の(1)に提出しなければならない。
- (4) 審査
 - ア 技術審査 栃木県県民生活部消防防災課長が、入札者の作成した関係書類一覧をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - イ 技術審査基準 関係書類一覧が、消防防災課で交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。

- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他
- ア 仮契約の締結等 この入札による契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定による栃木県議会の議決を要するため、落札者は、落札決定後速やかに仮契約を締結するものとし、栃木県議会の議決を経た上で契約を確定する。
- イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Disaster prevention helicopter 1set
- (2) Time and Date of bidding:
11:00 a.m., October 23, 2015
- (3) Information is available at:
Fire and Disaster Prevention Division,
Department of Public Safety and Community Affairs,
Tochigi Prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL.028-623-2132

(消防防災課)